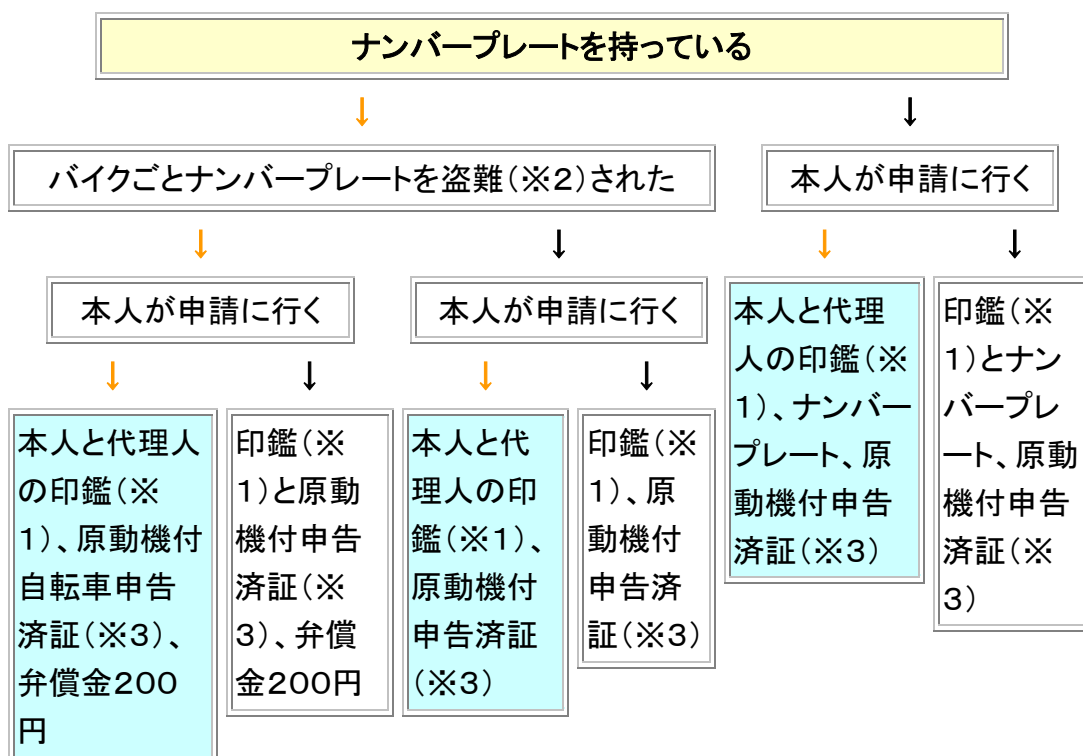


◎原動機付自転車の廃車(譲渡を除く)(↓イエス、↓ノー)



※1 印鑑は認印で結構ですが、シャチハタはできるだけ避けてください。本人の印鑑の持ち出しが困難な場合は、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書に住所・氏名・生年月日・電話番号を記載し、印鑑を押印してお持ちください(※委任状可)

※2 バイク本体ごとナンバープレートが盗難された場合は、速やかに警察に盗難の届出をしてください。市役所に申請に来られる際には、警察から渡される「盗難届の受理票」を持ってきてください。無い場合は、届出警察署名・届出日・盗難場所・届出人をできるだけ詳しく「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」に記載し・押印してお持ちください(※委任状可)

※3 本市では、原動機付自転車申告済証となっていますが、市町村によっては、その名前が、標識交付証明書や登録書、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が自動車賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約を解除するためのものでは登録ができませんので、他市町村での登録に使用することが書いてあることを確認してお持ちください